

告 示

埼玉県告示第二百八号

測量計画機関である埼玉県森づくり課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県森づくり課

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、横瀬町、秩父市の一部

四 作業期間

令和四年八月一日から令和五年三月二十四日まで